

こだわりの商品・サービスを発掘 「第16回海南こだわりブランド認定品」を募集します

海南商工会議所では、平成20年度から「海南こだわりブランド創出事業」を実施しています。この事業は、当所会員事業所の皆様が取り扱う商品で、特に優秀と認めたものを「海南こだわりブランド」として認定し、県内外に広く紹介・宣伝することにより、地域経済の活性化を図ることを目的に行う事業です。

このたび、第16回海南こだわりブランドの商品・サービスを募集します。



◇申請商品について

- (1) 海南市内で製造又は加工された製品（ただし、製造又は加工の最終工程のみが市内であるものは対象外とする）
- (2) 対価が得られる技術・サービスの提供

◇審査・認定について

審査会において、伝統性、原材料・加工方法の工夫、新機能の付加、利便性の向上、新発想及び話題性など総合的に審査され、認定の判断がされます。

審査会までに商品を提出していただく必要があります。

◇認定基準 裏面参照

◇認定期間 2年

◇お申し込み方法

右記「海南こだわりブランド認定申請書」に必要事項をご記入の上、郵送もしくはFAX、メールのいずれかでお申し込みください。

※申請書は、海南商工会議所HP（<https://www.kainan-cci.or.jp/>）からもダウンロードしていただけます。

◇締切日 令和5年8月10日（木）

◇費用

当ブランドへの申請や登録に費用はかかりません。

ただし、サンプル品や展示品の提供、事業実施にかかる費用のご負担をお願いする場合がございます。

◇令和3年度（第14回海南こだわりブランド）認定事業者の皆様へ

令和3年度（第14回海南こだわりブランド）認定品について、令和5年10月31日をもって2年間の認定期間が終了いたします。ひきつづき認定を希望される場合で、

- ① 認定商品に変更がない場合…申請書のご提出で認定期間が更新されます。
- ② 認定商品に変更がある場合…従来どおり申請書をご提出の上、審査会にかけて認定を受ける必要があります。

◇お問い合わせ・お申し込み

海南商工会議所 海南こだわりブランド 担当

〒642-0002 海南市日方1294-18

TEL 073-482-4363 / FAX 073-482-7370

メール info@kainan-cci.or.jp（タイトルは「こだわりブランド」として下さい）

第1号様式（第4条関係）

海南こだわりブランド認定申請書

海南商工会議所海南こだわりブランド認定規程第4条の規定に基づき、下記の商品等の認定を受けたいので申請します。

海南こだわりブランド認定審査会 宛

令和5年 月 日

事業所名	
代表者名	
担当者名	
所在地	
TEL	
FAX	
ホームページアドレス	
メールアドレス	

1 商品名等
(必須)

2 税込価格
(必須)

3 商品等の紹介文 (必須)

4 その他 特記事項がございましたら、ご記入ください。

審査のポイントとなりますので、あてはまる項目にはできるだけ詳しくご記入ください。

(1) こだわりポイントについて

(2) 安定性と供給力について

(3) 新規性（機能・発想・利便性）について

(4) デザイン性について

(5) 話題性があることについて

(6) 適正価格であることについて

(7) 味覚・食感と地域特性を活かした販売戦略について

(8) 製品に関する情報提供ができることについて

(9) 販路拡大への取り組みについて

※ 審査会開催の前に、改めて商品提出のお願いをさせていただきますが、可能であればご応募の際に、参考になる資料やサンプル品をご提出ください。

海南こだわりブランド認定要領

1 対象事業者

海南こだわりブランドの認定を申請することができる事業者は、海南商工会議所会員事業所とする。

2 商品等の定義

商品等とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海南市内で製造又は加工された製品（ただし、製造又は加工の最終工程のみが海南市内であるものは対象外とする）
- (2) 対価が得られる技術・サービスの提供

3 認定基準

次の項目を審査し、認定を行うものとする。

(1) 製造者の「こだわり」があること（①，②，③のいずれかに該当すること）

- ①地場産品等においては、海南市内で古くから作られており、その蓄積された技術・製法等が活用され、またその核心部分が現在も変化していないこと
- ②製造者が創意工夫を凝らし、素材・原材料又は製法技術・工程もしくは形状などに「製造者のこだわり」があること
- ③海南市の気候風土や伝統技術を生かすことで、他地域産又は他の製造者との差別化を図ったものであること

(2) 安定性と供給力があること

消費者の趣味や嗜好に左右されることなく、安定的に継続して広く支持される商品であって、その需要に応じられる供給力を持つこと

(3) 新規性（機能・発想・利便性）があること

特許・実用新案などを取得し、又はそれにみあうものであり高度な製法・製造技術により他製品にはない機能性を保持すること

(4) デザイン性が優れていること

独創性があり、製品の特性を表現するとともに、購買意欲を醸成する造形及びデザインであること

(5) 話題性があること

全国的な話題となった実績がある、または、全国的な話題となる要素があるなど、県内外で一定の周知性・認知性があること

(6) 適正価格であること

製造原価の面及び消費者の立場から、合理的かつ妥当な価格であること

(7) 味覚・食感と地域特性を活かした販売戦略があること

- ①製品が本来有すべき味、食感、香りなどが多数の消費者から支持される水準で備わっていること
- ②海南市の自然・歴史・文化など地域特性を活かした販売戦略を持っていること（ストーリー性の活用）

(8) 製品に関する情報提供ができること

原材料・加工・製造・流通等の過程など、製品に関する情報が提供されていること

(9) 可能な限り、販路拡大に積極的に取り組む姿勢が見られること

- ①各種フェア・イベントなどに積極的に参加し、製品の販路拡大やPRなどに積極性が感じられること
- ②原則、認定品には認定シールを付与して販売すること
- ③認定後の売り上げや反響などについての調査・アンケート等に協力すること